附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和七年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十五号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十六条第一項及び第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「十万三千八百七十円」を「十一万四千九百五十円」に改める。

第六条中「十九万九千円」を「二十二万二千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年三月以前の月分の療養手当の額及び同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料（石綿による健康被害の救済に関する法律第二十条第一項に規定する特別葬祭料を含む。）の額については、なお従前の例による。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

医療法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第六十六号

医療法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表第二十四条の二第一項の項中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同表第二十四条の二第二項の項中「開設者」の下に「又は設置者」を加え、同表第二十五条第一項から第三項までの項上欄中「から第三項まで」を削り、同項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十五条第二項	開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ	管理者に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出
第二十五条第三項	開設者若しくは管理者	管理者

第二条第一項中「又は診療所」を「、診療所又はオンライン診療受診施設」に改める。

第三条第一項中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条第二項中「又は診療所」を「、診療所又はオンライン診療受診施設」に改め、「第二号」の下に「、第十四条の五」を加え、「並びに第三十条の十八の五第二項」を「、第三十条の十八の五第二項」に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加え、同条第三項中「並びに第三十条の十八の六第三項」を「、第三十条の十八の五第二項」に改め、「第六項」の下に「並びに第三十条の十八の六第三項」を加える。

第四条の見出し中「開設者」を「開設者等」に改め、同条第三項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　オンライン診療受診施設の設置者は、法第八条第二項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、十日以内に、当該オンライン診療受診施設所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第四条の四第一号中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設に」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設に」に改め、同条第二号中「管理者」及び「当該病院、診療所若しくは助産所の開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所の運営」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設の運営」に改める。

第四条の五の表以外の部分中「又は助産所」を「若しくは助産所又は国の設置するオンライン診療受診施設」に改め、同条の表前条第一号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し必要な報告を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し必要な報告をすべきことを申し出」を加え、同表前条第二号の項中欄中「管理者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ」を加え、同項下欄中「管理者」の下に「に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じ、若しくはオンライン診療受診施設を設置する主務大臣に対し診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を提出すべきことを申し出」を加える。